

傍 聴 要 領

愛媛県地域交通活性化地区協議会

1 受付手続

受付は、会場前で、会議開始予定時刻の30分前に開始します。

傍聴人は、会議開始予定時刻の5分前までに、受付で氏名、住所等所定の事項を記入の上、事務局職員の指示に従って会場に入室してください。

なお、受付は、会議開始時刻をもって終了しますので、御注意ください。

2 遵守・留意事項

傍聴人は、会場等において、次に掲げる事項を遵守・留意してください。

- (1) 静粛にすること。
- (2) みだりに出入りしないこと。
- (3) 会議における言論等に対し、威圧的行為をし、或いは拍手その他の方法により公然と賛否を表明する等、委員の自由な討論に影響を与えるおそれのある行為をしないこと。
- (4) 喫煙及び飲食をしないこと。(水分補給のための水・お茶は除く)
- (5) 録音或いは写真、ビデオ等の撮影をしないこと。ただし許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) その他会場内の秩序を乱し、或いは会議の進行等に支障となる行為をしないこと。
- (8) 新型コロナウイルス対策のため、傍聴の際はマスク着用の徹底を図っていただくとともに、体調不良の方の参加は御遠慮ください。
- (9) 申し込まない場合でも、新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、傍聴をお断りする場合がありますので、御了承ください。

3 会場内の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会長及び事務局職員の指示に従ってください。
- (2) 2の規定に違反した傍聴人は、注意を受け、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。